

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和7年(2025年)6月26日

宇部市議会議長 山下節子様

産業建設委員長 志賀光法

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第55号	公の施設の区域外設置に関する協議の件	原案可決	山陽小野田市が宇部市の区域内に公の施設を設置することについて協議をするため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第56号	損害賠償の額を定める件	原案可決	損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例第7条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第57号	損害賠償の額を定める件	原案可決	損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例第7条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。